

**(案)**

第 3 期三戸町地域福祉計画

第 3 期三戸町地域福祉活動計画

(令和 8 年度～令和12年度)

～つながりを大切に みんなで支え合うまち さんのへ～

令和 8 年3月

三戸町・三戸町社会福祉協議会

三戸町長あいさつ文

三戸町社会福祉協議会会長あいさつ文

## 目次

### 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3

### 第2章 三戸町の現状

1 人口の推移	4
2 年齢別人口の推移	5
3 行政区ごとの人口及び65歳以上の人口	6
4 世帯の内訳の推移	10
5 出生数の推移	11
6 要介護認定者の推移	12
7 障がい者手帳所持者数の推移	13
8 ひとり親世帯の推移	14
9 生活保護受給世帯数の推移	15
10 高齢者虐待件数の推移	16
11 障がい者の虐待件数の推移	16
12 生活困窮者の状況	17

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 施策の体系	20

### 第4章 地域福祉推進施策の展開

#### 基本目標1 地域福祉の基盤づくり

活動方針(1) 支え合いの気運づくり	21
活動方針(2) 情報発信と福祉意識の啓発	23
活動方針(3) 担い手が育つ環境づくり	25
活動方針(4) 地域福祉推進の強化	27
評価指標	28

#### 基本目標2 孤独や孤立を生まないまちづくり

活動方針(1) 気づき、つながり続ける支援の推進	29
--------------------------	----

活動方針(2) 支援が必要な方を支える福祉サービスの充実	32
評価指標	34

### 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

活動方針(1) お互いに思いやり、認めあえるまちづくり	35
活動方針(2) いざというときに助けあえる仕組みづくり	37
活動方針(3) 住みやすい生活環境づくり	38
評価指標	38

#### ◇資料編

1 三戸町地域福祉計画等策定委員会設置要綱	39
2 三戸町地域福祉計画の策定経過	41
3 三戸町地域福祉計画等策定委員会委員名簿	42

#### 「障害」の「害」表記について

当町では、「害」という漢字が、不快感を与えるおそれがあることから、法令や制度等に用いられる場合を除いて、原則として「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

そのため、本計画では、「障害」と「障がい」の表記が混在しています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や行政・事業者など、あらゆる人、団体が協力し、地域全体で取り組む活動や仕組みのことです。少子高齢化・人口減少の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族の進行により、家庭や地域での支え合いの機能が低下し、人々が抱える問題も複雑化しています。さらに、近年では自然災害に対する不安や、新型コロナウイルス感染症などへの脅威も高まっています。誰もが住み慣れた地で安心して暮らせるよう、地域のあらゆる関係者が手を取り合い、地域社会全体で支え合う体制を整備することが求められています。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画の位置づけ

「三戸町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。三戸町総合振興計画を上位計画とし、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけられます。

一方、「三戸町地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進役である町社会福祉協議会が町民と一体となって町社会福祉協議会の活動及び事業の推進を目的とする団体などとともに取り組むための行動計画となります。

本町では、地域福祉の理念や施策と活動の方向性を共有し、町と町社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源発掘と社会福祉協議会のノウハウを活かしながら実践に移せるよう、2つの計画を一体的に策定します。

## 三戸町地域福祉計画の位置づけのイメージ

### 第5次三戸町総合振興計画

#### 基本理念

みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に  
美しいふるさと さんのへ



### 三戸町地域福祉計画・地域福祉活動計画



- 三戸町高齢者福祉計画
- 三戸町介護保険事業計画
- 三戸町障がい福祉計画・三戸町障がい児福祉計画
- 三戸町子ども・子育て支援事業計画
- 健康さんのへ21計画
- 三戸町地域防災計画
- その他関連計画

## (2) 地域福祉計画に盛り込む事項

本計画は、次の5つの事項について、その具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化や、分野別計画・関連計画との整合を考慮し、必要に応じて部分的変更、見直し、付加などを行うこととします。

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉関係者や学識経験者、地域活動の関係者、行政等で構成する「三戸町地域福祉計画等策定委員会」において、本計画の審議、検討を行いました。

また、本計画に幅広く町民の意見を反映するためにアンケート調査を行い、計画策定の参考とするとともに、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

#### ■アンケート調査概要

調査対象	18歳以上の町民の中から無作為に1,000人を抽出
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和7年10月17日から11月17日まで
回収状況	有効回収票493票（有効回収率49.3%）

#### ■パブリックコメントの実施期間

令和8年2月 日～令和8年3月 日

## 第2章 三戸町の現状

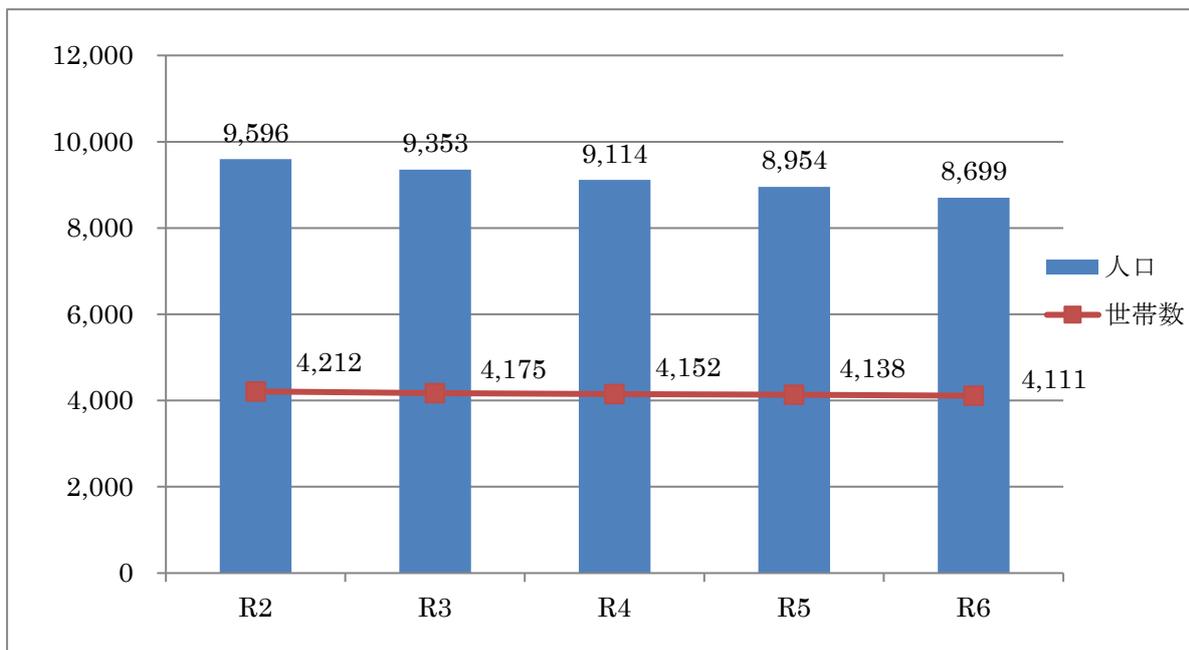
### 1 人口の推移

三戸町の人口の推移をみると、毎年160人から250人ほどの間で人口が減少しており、5年間で897人の減となりました。

世帯数は5年間で101世帯減少しました。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
人口	9,596	9,353	9,114	8,954	8,699
世帯数	4,212	4,175	4,152	4,138	4,111
1世帯あたりの人数	2.28	2.24	2.20	2.16	2.12

(住民福祉課：三戸町人口動態統計調査 各年度3月31日時点)

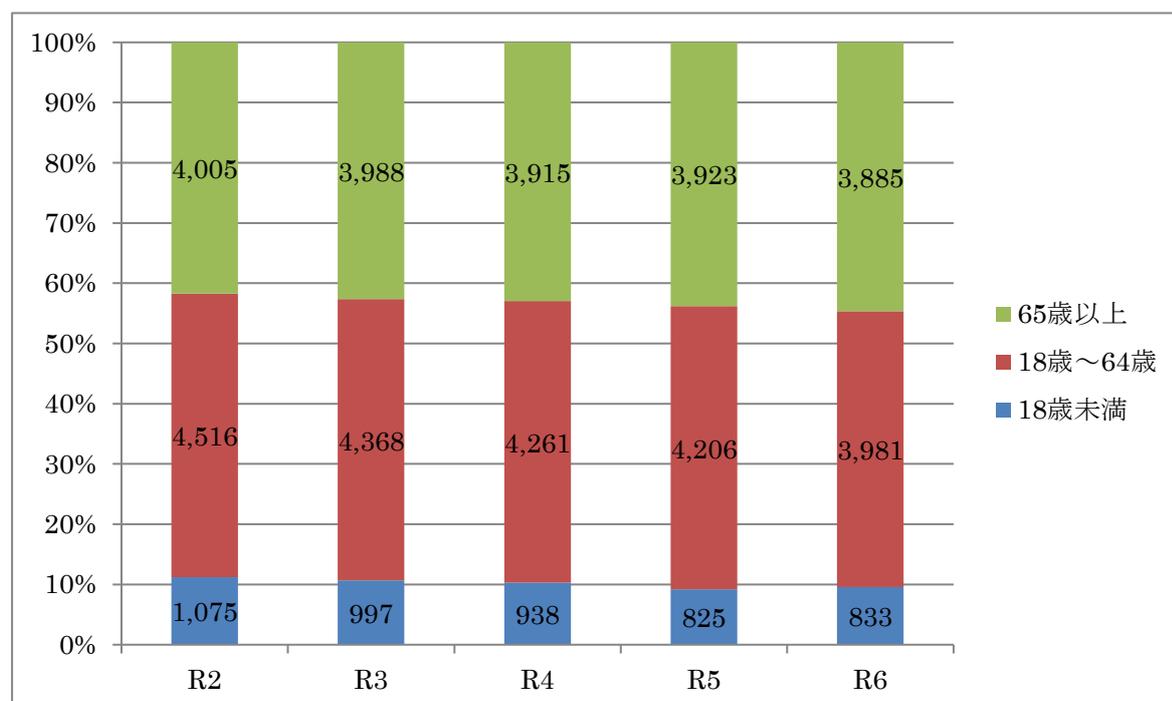


## 2 年齢別人口の推移

年齢別で見ても、すべての区分において減少傾向にあります。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
18歳未満	1,075	997	938	825	833
18歳～64歳	4,516	4,368	4,261	4,206	3,981
65歳以上	4,005	3,988	3,915	3,923	3,885
計	9,596	9,353	9,114	8,954	8,699

(住民福祉課：三戸町人口動態統計調査 各年度3月31日時点)



### 3 行政区ごとの人口及び65歳以上の人

水色が高齢化率50%以上の行政区です。全地区において5年前の調査時より高齢化率が2%から6%上昇しています。

(R7年3月末現在)

	番号	行政区名	性別	区域内人口	65歳以上	高齢化率
三戸地区	101	上同心町	男	328	130	39.6%
			女	378	175	46.3%
	102	同心町	男	167	63	37.7%
			女	183	94	51.4%
	103	上八日町	男	45	16	35.6%
			女	55	28	50.9%
	104	下八日町	男	22	3	13.6%
			女	33	18	54.5%
	105	馬喰町	男	5	1	20.0%
			女	8	2	25.0%
	106	上在府小路町	男	35	15	42.9%
			女	49	27	55.1%
	107	下在府小路町	男	51	23	45.1%
			女	67	46	68.7%
	108	上二日町	男	28	10	35.7%
			女	36	23	63.9%
	109	下二日町	男	181	63	34.8%
			女	207	88	42.5%
	110	六日町	男	165	66	40.0%
			女	184	102	55.4%
	111	松原	男	219	78	35.6%
			女	238	103	43.3%
	112	久慈町	男	362	129	35.6%
			女	382	170	44.5%
	113	元木平	男	370	125	33.8%
			女	392	176	44.9%
114	境沢	男	48	17	35.4%	
		女	45	20	44.4%	
115	川代	男	36	11	30.6%	
		女	34	17	50.0%	
計				4353	1839	42.2%

	番号	行政区名	性別	区域内人口	65歳以上	高齢化率
留崎地区	201	桐萩	男	319	97	26.0%
			女	378	157	37.5%
	202	雷平	男	156	57	36.5%
			女	184	83	42.7%
	203	箸木山	男	32	21	53.7%
			女	36	26	67.5%
	204	留ヶ崎	男	14	6	37.5%
			女	16	10	47.8%
	205	館	男	51	22	36.7%
			女	53	27	46.0%
	206	細谷	男	122	42	34.1%
			女	101	44	43.4%
	207	泉山	男	85	30	31.0%
			女	81	48	51.1%
	208	栄町	男	45	20	40.4%
			女	40	25	56.3%
	209	遠藤	男	25	9	36.7%
			女	25	13	46.7%
	210	小中島	男	17	9	57.9%
			女	17	12	70.6%
	211	上目時	男	57	25	24.4%
			女	58	34	56.7%
	212	下目時	男	106	53	40.0%
			女	106	68	49.1%
213	沼尻	男	27	12	28.6%	
		女	29	15	40.0%	
214	中崎	男	1	1	100.0%	
		女	1	1	100.0%	
215	金洗沢	男	1	1	100.0%	
		女	2	2	50.0%	
216	銀南木	男	4	2	33.3%	
		女	1	1	100.0%	
計				2190	973	44.4%

	番号	行政区名	性別	区域内人口	65歳以上	高齢化率
斗川地区	301	沼ノ久保	男	34	14	32.5%
			女	30	13	28.6%
	302	上本村	男	44	22	49.1%
			女	45	27	56.0%
	303	中本村	男	44	14	27.1%
			女	42	19	47.7%
	304	下本村	男	54	24	42.1%
			女	55	34	57.4%
	305	茨沢	男	4	2	60.0%
			女	1	1	100.0%
	306	中堤	男	43	21	39.6%
			女	37	21	44.2%
	307	高間館	男	26	11	32.4%
			女	35	15	37.8%
	308	松山	男	16	8	55.0%
			女	27	15	44.4%
	309	椀ノ木	男	17	7	45.0%
			女	26	11	34.6%
	310	野月	男	34	17	42.4%
			女	23	13	64.0%
	311	武士沢	男	36	17	39.0%
			女	42	22	42.9%
	312	沢田	男	32	20	63.5%
			女	74	58	78.8%
	313	豊川	男	56	19	37.1%
			女	55	31	58.5%
	314	田ノ沢	男	5	3	37.5%
			女	2	1	50.0%
	315	久保住宅団地	男	20	12	52.4%
			女	20	14	54.5%
	316	久保	男	46	14	26.5%
			女	52	26	39.6%
317	玉ノ木	男	24	9	32.0%	
		女	34	20	52.6%	
318	北向	男	20	10	44.8%	
		女	26	15	58.1%	
319	別当沢	男	9	3	41.7%	
		女	12	4	53.3%	
320	大谷地	男	23	12	54.2%	
		女	19	9	58.3%	
321	団子坂	男	17	11	50.0%	
		女	13	6	50.0%	
322	大舌	男	31	15	38.9%	
		女	24	13	51.9%	
323	乗上	男	7	4	50.0%	
		女	10	7	70.0%	
	計			1346	684	50.8%

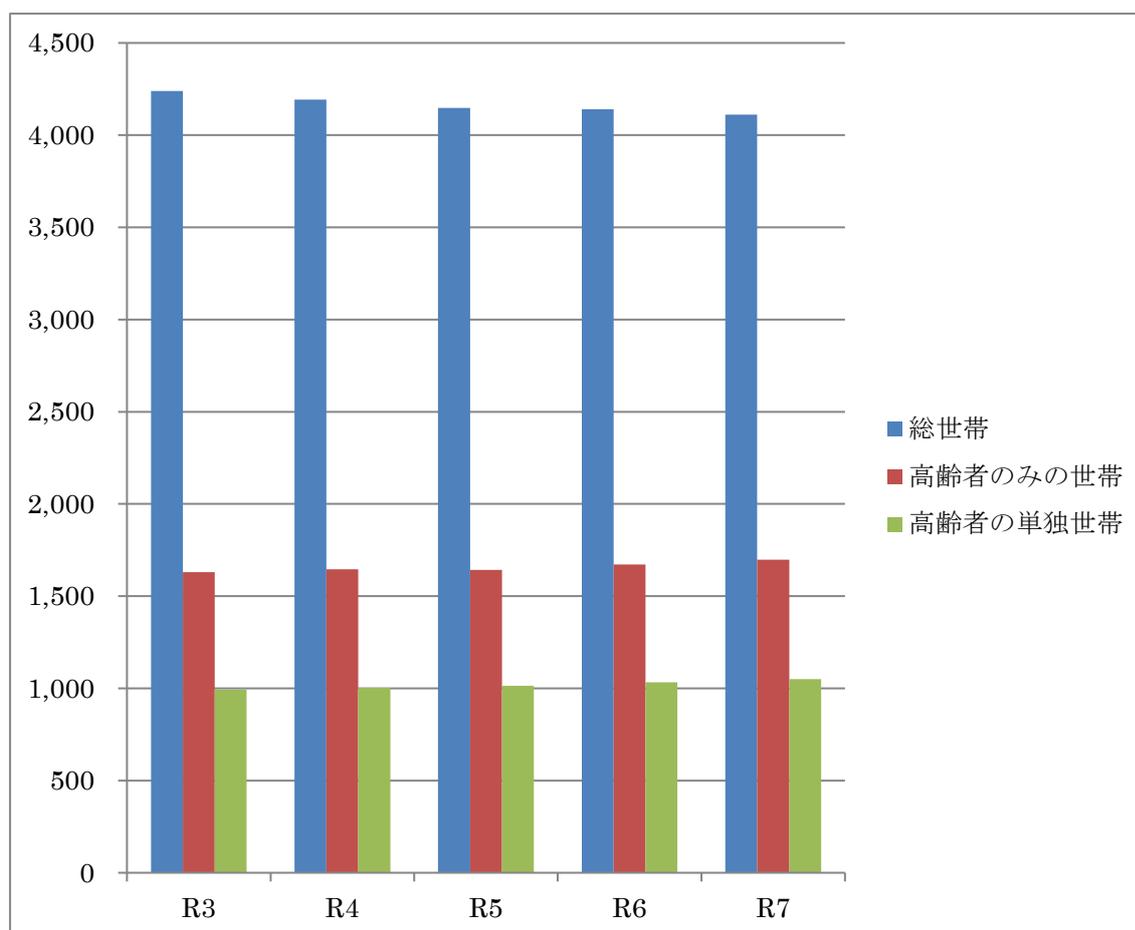
	番号	行政区名	性別	区域内人口	65歳以上	高齢化率
猿辺地区	401	文治屋敷	男	19	8	43.5%
			女	24	10	52.0%
	402	袴田	男	39	18	40.0%
			女	41	22	46.4%
	403	一ノ渡	男	17	8	31.6%
			女	14	8	64.3%
	404	下田	男	46	16	37.0%
			女	46	28	48.3%
	405	貝守	男	65	29	24.7%
			女	64	31	35.4%
	406	中村	男	49	15	29.3%
			女	41	21	40.4%
	407	大平	男	32	17	38.1%
			女	22	13	48.1%
	408	老久保	男	24	8	29.2%
			女	27	12	43.2%
	409	二五山	男	12	4	28.6%
			女	14	5	41.2%
	410	泉	男	16	6	28.6%
			女	14	7	68.8%
	411	杉沢	男	13	7	50.0%
			女	13	10	71.4%
	412	葛子平	男	19	8	38.9%
			女	25	9	33.3%
	413	下川原	男	12	8	46.7%
			女	13	7	58.8%
	414	蛇沼大平	男	6	2	14.3%
			女	5	3	57.1%
415	蛇沼本村	男	14	7	55.6%	
		女	12	9	61.1%	
416	清座久保	男	17	11	41.7%	
		女	15	8	50.0%	
417	蛇沼中山	男	0	0	0.0%	
		女	1	1	100.0%	
418	横沢	男	9	5	38.5%	
		女	10	7	58.3%	
計				810	388	47.9%
総合計				8699	3884	44.6%

#### 4 世帯の内訳の推移

総世帯数は年々減少していますが、高齢者のみの世帯、高齢者の単独世帯は増加傾向にあります。

区分	R3	R4	R5	R6	R7
総世帯	4,240	4,193	4,147	4,140	4,112
高齢者のみの世帯	1,630	1,645	1,643	1,671	1,698
高齢者の単独世帯	993	1,004	1,013	1,033	1,051

(住民福祉課：各年1月1日時点)

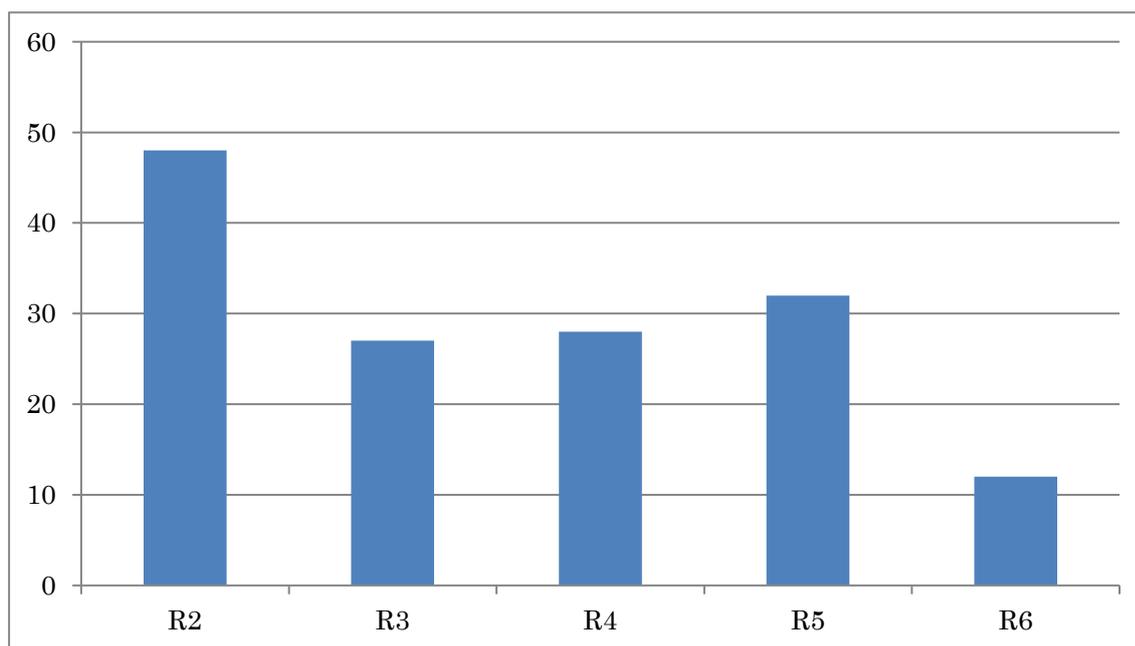


## 5 出生数の推移

出生数は、令和2年度をピークに減少傾向にあり、令和6年度は12名と過去最低の出生数となりました。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
出生数	48	27	28	32	12

(住民福祉課)

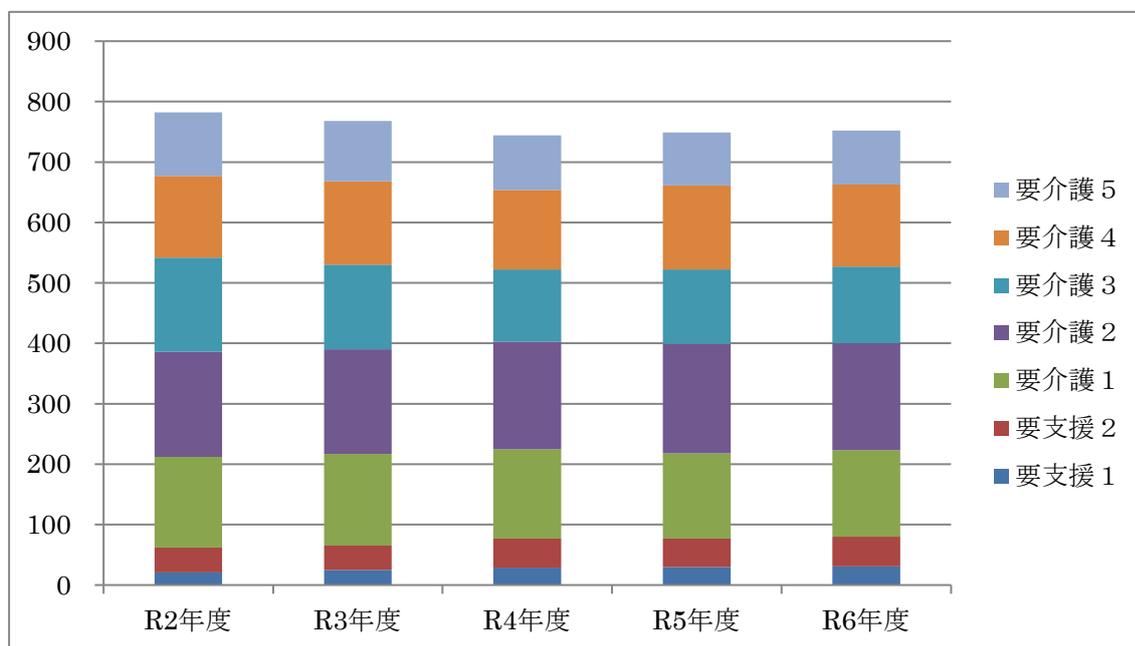


## 6 要介護認定者の推移

要支援者は微増傾向にあります。要介護認定者は、要介護1，3，5は減少傾向にあり、2，4は横ばいとなっています。

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
要支援1	21	25	29	30	31
要支援2	41	40	48	47	49
要介護1	150	152	148	141	143
要介護2	174	173	178	181	177
要介護3	156	140	119	123	127
要介護4	135	138	132	139	136
要介護5	105	100	90	88	89
計	782	768	744	749	752

(健康長寿課：各年度3月31日時点)

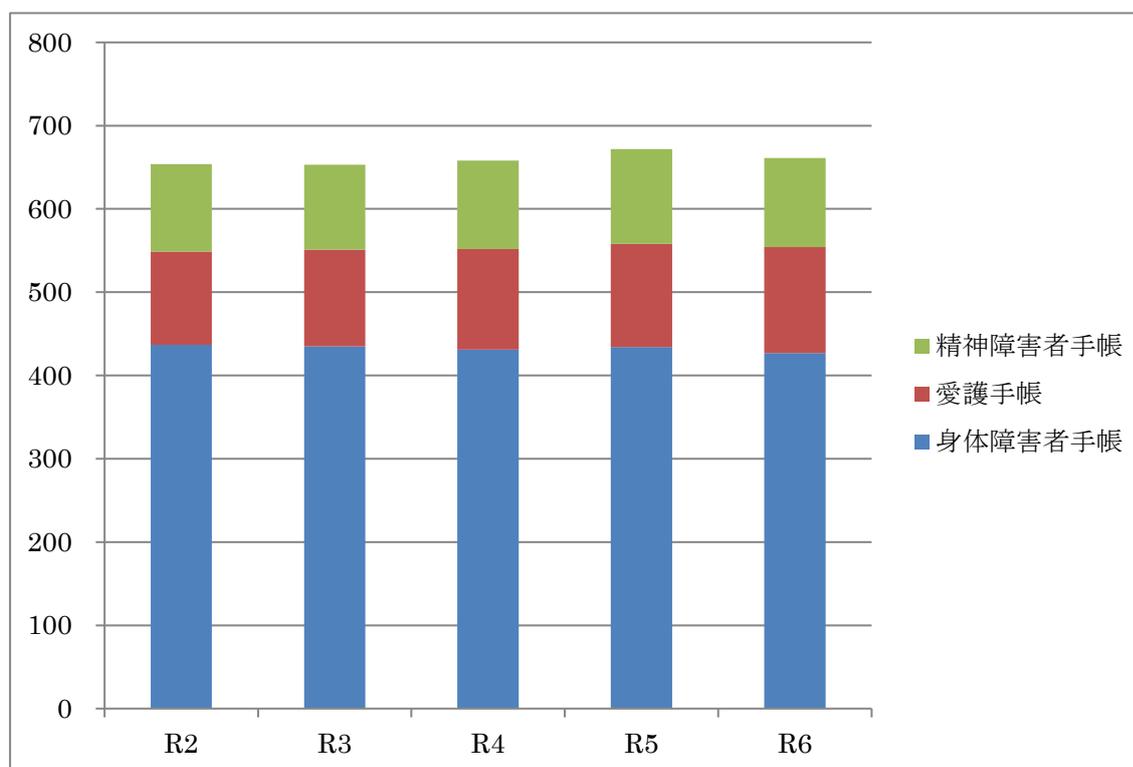


## 7 障がい者手帳所持者数の推移

区分別でみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、愛護手帳所持者は微増、精神障害者手帳所持者は各年で微妙な増減のばらつきがあります。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
身体障害者手帳	437	435	431	434	427
愛護手帳	112	116	121	124	127
精神障害者手帳	105	102	106	114	107
計	654	653	658	672	661

(住民福祉課：各年度3月31日時点)

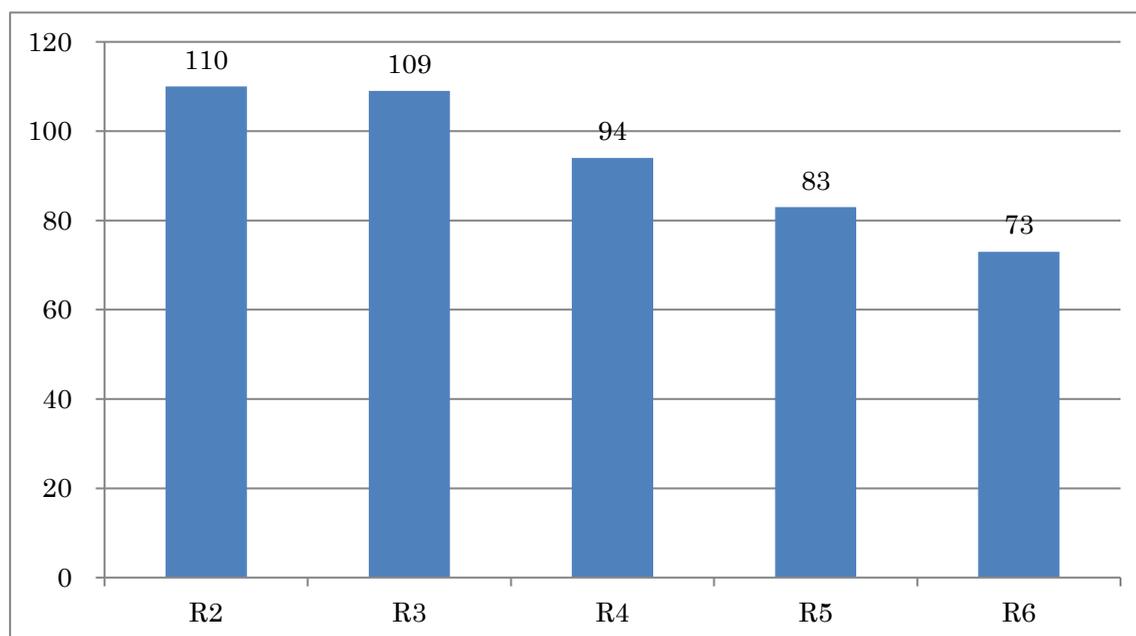


## 8 ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は毎年減少傾向にあります。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
ひとり親世帯	110	109	94	83	73

(住民福祉課：各年度3月31日時点)

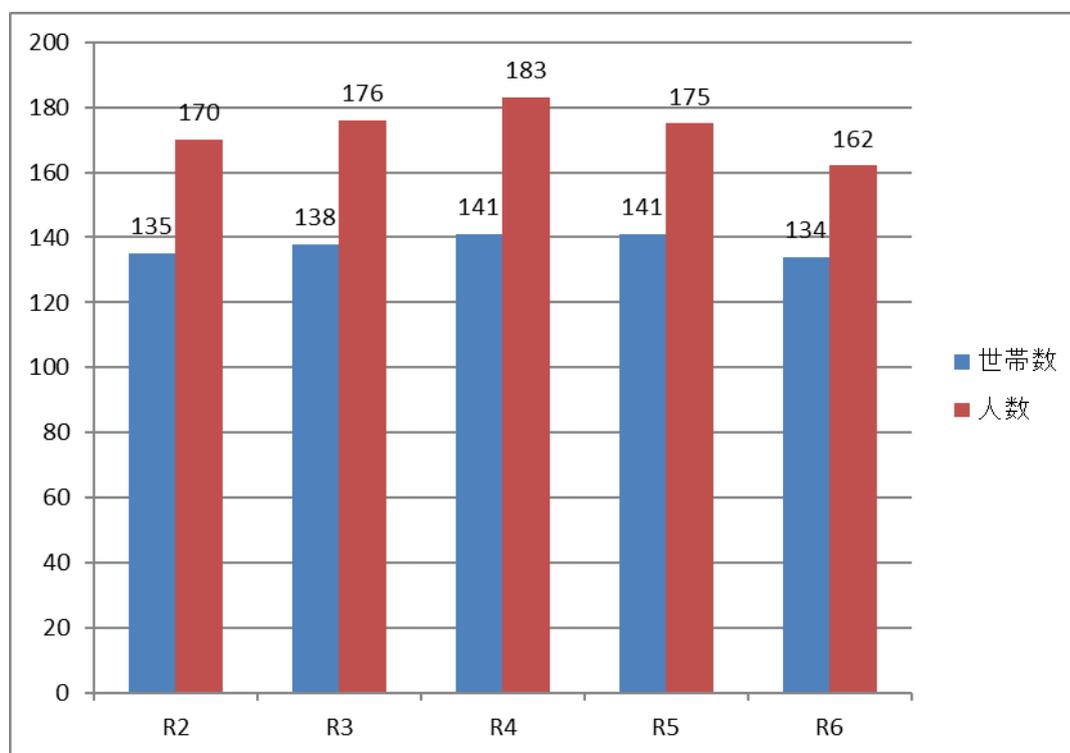


## 9 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯と人数は、令和2年から令和4年にかけて増加傾向にありましたが、令和6年度は減少しました。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
世帯数	135	138	141	141	134
人数	170	176	183	175	162
保護率	18.9%	19.8%	21.1%	20.7%	19.5%

(三八地域県民局地域健康福祉部：各年度3月31日時点)



## 1 0 高齢者の虐待件数の推移

高齢者の虐待は、微増傾向にあります。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
身体的虐待	0	1	0	0	2
介護・世話の放棄・放任	0	0	1	1	0
心理的虐待	0	0	1	0	1
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	0	1	2	0
計	0	1	2	3	3

(健康長寿課：各年度3月31日時点)

## 1 1 障がい者の虐待件数の推移

障がい者の虐待は令和5年度までありませんでしたが、令和6年度に経済的虐待が1件発生しました。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
身体的虐待	0	0	0	0	0
介護・世話の放棄・放任	0	0	0	0	0
心理的虐待	0	0	0	0	0
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	0	0	0	1
計	0	0	0	0	1

(住民福祉課：各年度3月31日時点)

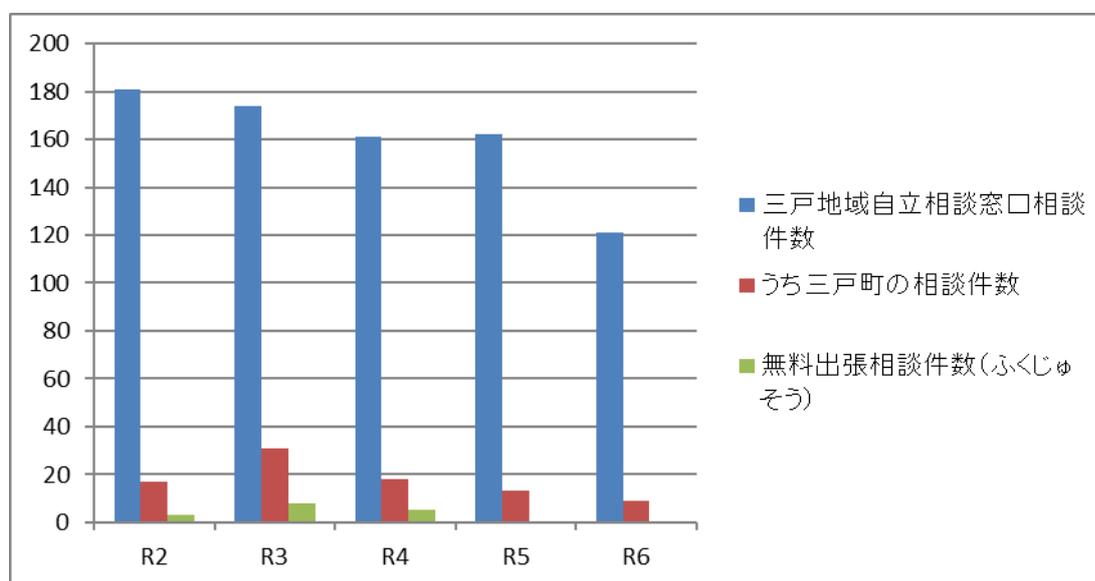
## 1 2 生活困窮者の状況

三戸町の相談件数は減少傾向にあります。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
三戸地域自立相談窓口相談件数	181	174	161	162	121
うち三戸町の相談件数	17	31	18	13	9
無料出張相談件数(ふくじゅそう)	3	8	5		

(三戸地域自立相談窓口：各年度3月31日時点)

※令和5年度から無料出張相談は行っていない。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

少子高齢化・人口減少の進行による医療・介護などの問題、近隣関係の希薄化や担い手不足、子育てや介護をしている家庭の孤立、複合的な生活困窮など、地域の福祉課題はますます多様化・複雑化しています。

その解決に向けては、地域で暮らす人と在勤・在学者等を含む【住民】が主役となり、地域で活動する様々な団体、事業者や行政そして福祉以外の分野も含めた、あらゆる地域の関係者の協働のもとで、地域づくりの取り組みが進められていくことが大切です。

本計画では、第2期計画の基本理念を継承しつつ、最上位計画である第5次総合振興計画の方針とそこに描かれたまちの将来像を反映させながら、地域を取り巻く環境の変化や「地域共生社会」の実現に向けた法制度の見直しなどの動向を踏まえ、誰もがその人らしく、地域全体で【つながり】ながら支え合えるまちづくりを推進します。

三戸町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本（共通）理念

つながりを大切に みんなで支え合うまち さんのへ

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、最終年度である令和12年度に達成すべき基本目標を掲げ、その達成に向けてそれぞれの活動方針を実施していきます。

### 基本目標1 地域福祉の基盤づくり

地域住民が支える側にも支えられる側にもなり、一人ひとりの暮らしと生きがい  
が尊重され、誰ひとり取り残されることのない「地域共生社会」の実現のため、引  
き続き地域における福祉の基盤を整えていかなければなりません。

人と人、人と地域社会の多様なかたちでのつながりが幾重にも生まれることで、  
人と地域は最大限の可能性を発揮できます。

そのためにも、互いを認めあい、すべての住民が無理なく主体的に関わり、人と  
地域の力で課題解決に取り組む基盤づくりを目指します。

### 基本目標2 孤独や孤立を生まないまちづくり

孤独・孤立は人間関係が希薄化するなかで、年齢や立場を問わず、環境の変化な  
どによって誰もが直面し得る課題です。

そして、その見えづらさや自ら助けを発信できないことなどにより、必要な支援  
につながっていないケースが多くあり、さまざまな地域生活課題の背景要因にもな  
っています。

このため、サービスの充実や正しい情報発信の繰り返しのみならず、住民と地域  
による気づき、身近で選べる相談先、アウトリーチ支援などの体制を整備するとと  
もに、サービスの提供をゴールとせず、またサービス対象とならない場合でも、つ  
ながり続ける支援を推進します。

### 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

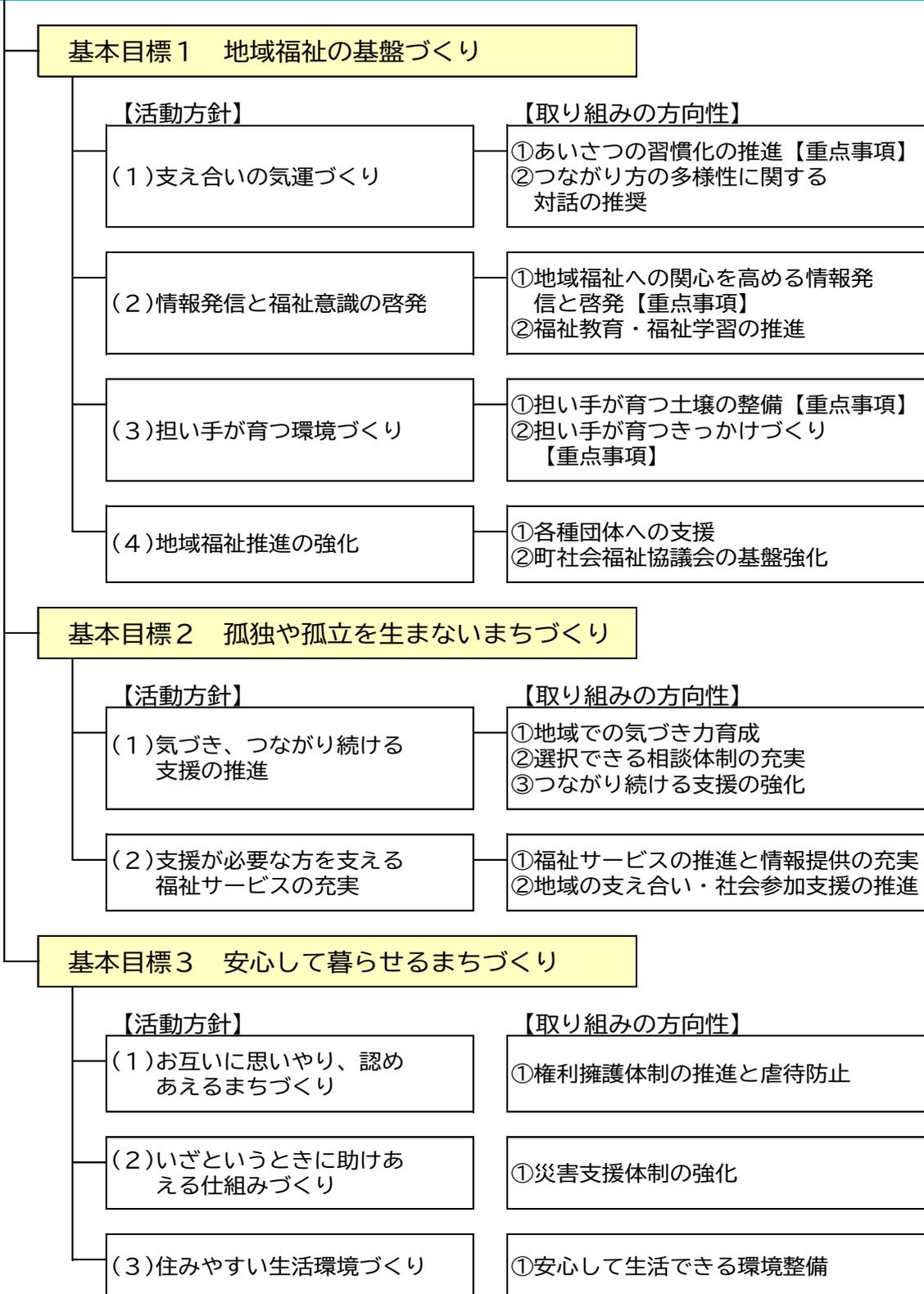
住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことは、すべての人に平等に与えら  
れた権利です。しかし、高齢者や障がいのある人など、社会生活上の困難を抱えた  
人や虐待を受けている子どもにとって、自分らしく安心して暮らすことは容易では  
ありません。高齢者や障がいのある人、子どもの人権が守られる環境を整えるため  
に、権利擁護の支援や虐待防止対策の強化を進めます。

また、災害に備えた平時の取り組みや、ユニバーサルデザインを踏まえたインフ  
ラ等の環境整備により、安心して暮らせるまちを目指します。

### 3 施策の体系

#### 基本理念

つながりを大切に みんなで支え合うまち さんのへ



## 第4章 地域福祉推進施策の展開

### 基本目標1 地域福祉の基盤づくり

#### 活動方針(1) 支え合いの気運づくり

##### □現状と課題

町民アンケートでは、隣近所との関わりについて、「会えばあいさつ程度の付き合い」という人が47.5%で前回(44.3%)より3.2%高くなっています。

しかし「家の行き来がある、立ち話をする、という親しい付き合い」という人は、40.9%で前回(48.4%)より7.9%下がっており、「顔は知っていても声はかけない、ほとんど顔も知らない」という人は11.0%で前回(5.2% ※このときは「ほとんど(もしくは全く)付き合いはない」という選択肢)から倍増するなど、近隣関係の希薄化の進行を示す結果となりました。

一方で、住民同士の支え合いや助け合いの必要性について、「あまり必要ない、必要ない」という人は前回(1.1%)から倍増したものの、2.8%に留まっています。また、近所の人から電球交換などのちょっとした家事を頼まれたときには、70代以上を除くすべての年代で約半数が「できる、ときどきできる」と回答しています。

このように、決して無関心なのではなく、多くの方が支え合いや助け合いの重要性は理解していて、頼まれれば力になりたいという思いを持ちながらも、日常的な関わりにつながっていないのが現状であることから、従来の声かけあいさつ運動のみならず、緩やかな関係性を求める人も含め、多様な関係性を相互に認め合うつながりづくりが必要です。

##### □取り組みの方向性

#### ①あいさつの習慣化の推進【重点事項】

##### 町の取り組み

- ・ 防災・防犯力の強化や、子どもや高齢者など大切な家族が地域で見守られるという、あいさつがもたらす暮らしへの有用性を広報紙や回覧板、行事などを通じて広く周知します。
- ・ あいさつを地域づくりの第一歩に位置づけ、学校における児童生徒への日常的なあいさつ指導と子どもを通じた保護者への啓発、町内会におけるゴミ出しや除草・除雪時のあいさつの定着化、町や社会福祉協議会、団体等が行ういきいき百歳体操やふれあいサロン、オレンジカフェをきっかけとしたあいさつの継続化など、関係機関との協働によるあいさつの習慣化を推進します。

##### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 学校や児童館、オレンジカフェでの世代間交流など、行事をその場かぎ

りの関係で終わるものでなく、会ったらあいさつをする関係性が残るよう働きかけます。

- ・ ボランティアや福祉関係者との対話を通じて、あいさつの習慣化への意識醸成を図ります。

#### 町民にお願いすること

- ・ 通勤・通学、ゴミ出し、除草や除雪作業など日常生活のなかで出来るところから、あいさつに意識を向けてみましょう。
- ・ 気恥ずかしさなどからあいさつが苦手な人も会釈などから始めてみましょう。

## ②つながり方の多様性に関する対話の推奨

#### 町の取り組み

- ・ 多様な価値観が尊重される姿勢を、町のホームページや広報などを通じて広く周知し、啓発を図ります。
- ・ つながり方に関して、住民の主体的な検討と相互の対話による理解の深化を図ります。

#### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ サロンなどの居場所やボランティア活動といった、つながりの選択肢をつくれます。

#### 町民にお願いすること

- ・ 緩やかな関係性を求める人もいれば、濃厚な関係性を築きたい人もいるという、さまざまな価値観を否定せず互いに認めましょう。

## 活動方針(2) 情報発信と福祉意識の啓発

### □現状と課題

町民アンケートでは、福祉について関心のある人は54.8%で前回(69.2%)より、14.4%低下しています。また、「わからない」という人は14.9%で、福祉サービスに関する情報を「あまり入手できていない、わからない」という人については80.9%にものぼることから、福祉に対して関心を持つきっかけが少ないことなどが情報を得る機会を阻害していると考えられます。

地域福祉の基盤を積み上げていくためには、自身が課題に直面したとき初めて考えるのではなく、平時から関心を持ってもらうことが極めて重要です。

子育て家庭やひとり暮らし高齢者、障がいのある人など、地域には様々な人が生活しています。このため、子どもから高齢者まで、すべての町民が、お互いを認め合い、尊重しながら支え合うことが、課題の解決だけでなく、自身や家族の幸福につながるという意識を適切な情報発信によって十分に浸透させていくことが必要です。

### □取り組みの方向性

#### ①地域福祉への関心を高める情報発信と啓発【重点事項】

##### 町の取り組み

- ・ 広報紙や回覧板、町公式LINEなどを通じて、自然と目に入る情報発信を行います。
- ・ 地域福祉に関心を向けた人の知りたいに応える、広報紙やホームページ、パンフレットの充実を図ります。
- ・ 地域活動やイベントが関心の受け皿となるように、主催団体に働きかけ支援します。

##### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 社協だよりや回覧板などを通じて、自然と目に入る情報発信を行います。
- ・ 見るだけ聞くだけから運営ボランティアとしての参加まで、イベントや地域の居場所が幅広い層にとっての関心の受け皿となるよう実施します。

##### 町民にお願いすること

- ・ 動画サイトやSNS、広報紙など普段情報を得ている媒体を活用して、日常の困りごとなど、身近な場面から福祉に関心を向けてみましょう。
- ・ 町や町社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に目を通してみましょう。
- ・ 町内会を含む地区で実施される地域活動や、町社会福祉協議会の企画する地域福祉に関するイベントなどに、まずは見学するところから参加してみましょう。
- ・ 関心に差があることも多様な価値観として認めましょう。

## ②福祉教育・福祉学習の推進

### 町の取り組み

- ・ 幼少期から福祉の心を醸成するため、家庭、学校、関係機関・団体、町社会福祉協議会などと連携を強化し、福祉教育・福祉学習の機会を設けます。
- ・ 子育てや介護、障がいのある人など支援が必要な人の実態や具体的な支援方法などについての学習機会を提供し、町民主体の福祉活動へとつなげます。

### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 小学生から高校生を対象に、高齢者疑似体験や福祉施設でのボランティア体験、障がい者との交流などの機会を提供し、将来を担う子どもたちの福祉の心を育てます。
- ・ 地域や学校など教育関係者と連携を深めた福祉教育を実施します。

### 町民にお願いすること

- ・ 子どもに学校での福祉教育の体験を尋ねるなど、家庭や隣近所など、身近なところで福祉を話題にしてみましょう。

### 活動方針(3) 担い手が育つ環境づくり

#### □現状と課題

地域では、町内会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが連携し、地域活動の担い手となっています。町民アンケートでは、地域活動やボランティアに参加している、したことがある人は約半数の54.6%で、そのうち約7割がまた参加したい、機会があれば参加したいと回答しています。

また、人口構造やライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、地域に目を向けるための時間や気持ちの余白が少なくなっています。町民アンケートでも、参加したことがない理由について、最も多かったのは「時間が合わない、時間的な余裕がない」という回答で22.1%を占めており、生活の忙しさから参加へのハードルが高くなり、活動を次世代に継承できないことなどによる、地域の担い手不足も顕著となるなど、地域を取り巻く環境は大きく変容しています。

町内会や民生委員・児童委員等の地域活動は、地域の身近な生活課題に気付き、話し合い、お互いを支え合える関係づくりを進めるにあたって、これまで担ってきた役割は今後ますます重要になってきます。

一方で、より多くの住民が地域に目を向け、気軽に地域づくりに参加できるような働きかけも必要です。共通の興味関心でつながるグループや、生きづらさを抱える当事者同士のつながりなど、地縁を基盤としたものに限らず、オンラインでのつながりを含めて、自ら参加したいと思える多様なグループと出会い、つながれるよう、地域生活課題の広がりや踏まえ、あらゆる分野と連携・協働することが求められています。

#### □取り組みの方向性

##### ①担い手が育つ土壌の整備【重点事項】

###### 町の取り組み

- ・ 地域でのきめ細やかな福祉活動を推進するため、また、様々なライフスタイルのなかでも活動が過度な負担とならないよう町内会や民生委員・児童委員への支援を強化します。
- ・ 町内会や民生委員・児童委員の活動とその重要性を積極的に周知し、将来の担い手の確保に努めます。
- ・ 関係機関、各種団体が活発な活動を行えるよう支援し、継続的で発展的な町民活動の推進を図ります。
- ・ 濃淡のあるつながりが多様な活動と担い手を生むように、出会いのきっかけ、出会える情報発信を行います。

###### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 町内会などが行う地域サロンが、ゆるやかな地域参加の選択肢であり、将来の担い手も育つなど、運営の負担以上にメリットをもたらすことを積極的に周知します。
- ・ サロンに対し、助成金の交付やチラシ作成など運営面から支援すること

で運営の負担を軽減し、住民主体の活動の活性化を図ります。

- ・ 町と町社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を強化し、情報を積極的に発信し、担い手の拡充を図ります。

#### 町民にお願いすること

- ・ 興味関心があることから、オンライン上も含めた仲間やグループを探してみましょう。
- ・ 町内会や民生委員・児童委員活動について、町や町社会福祉協議会が発行・発信する情報に目を通してみましょう。
- ・ 無理のない範囲で活動を見学してみましょう、見学という参加の仕方も認めましょう。

## ②担い手が育つきっかけづくり【重点事項】

#### 町の取り組み

- ・ 子育て支援、健康づくり、介護予防などを通じた、身近な地域における活動の活性化を図ります。
- ・ サロン活動やサークル活動など、交流機会を充実するとともに、町民同士の身近な情報交換や相談の場としての機能づくりを進めます。
- ・ 様々な世代が参加できる活発な地域交流活動を促すため、各種地域行事への支援を充実します。

#### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ いつでも気軽に集まることができる、居場所として運営している常設の「まちなかサロン」とオレンジカフェの利用促進に努めます。
- ・ 町内のオレンジカフェ登録団体の協議体であるオレンジカフェ連絡会に参画し、意見交換と情報共有を行います。
- ・ 地域福祉行事に積極的にボランティアを活用し、誰かの役に立ちたいという声を受け止め、子どもから高齢者まで、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる機会を提供します。
- ・ 研修会の開催等を通じて、ボランティア活動のやりがい、面白さを広く町民に知ってもらい、住民主体のボランティア活動の活性化とボランティアの育成、支援に努めます。

#### 町民にお願いすること

- ・ 興味関心があることから、オンライン上も含めた仲間やグループを探してみましょう。
- ・ 無理のない範囲で活動を見学、参加してみましょう。
- ・ 自分の知識や経験を福祉活動に生かしましょう。

## 活動方針(4) 地域福祉推進の強化

### □現状と課題

町内会をはじめとして、福祉団体、NPOなどが地域福祉活動を展開しています。しかし、多くの団体では会員の減少によりその活動の縮小を余儀なくされ、なかには解散や休会を選択する団体あり、今後も継続的に活動をするための対策が急務となっています。

また、地域福祉推進の中心となる町社会福祉協議会は、将来にわたり町民に期待される組織となるよう、その基盤の強化が求められています。

### □取り組みの方向性

#### ①各種団体への支援

##### 町の取り組み

- ・ 財政基盤の弱い団体へ補助金を交付し、自主的な福祉活動の支援を行います。また、活動拠点となる公共施設は無料で開放します。
- ・ 団体運営に対する技術的助言を行います。
- ・ 社会福祉法人による地域における公益的な取組が推進されるよう、広く周知します。

##### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域で活動する福祉団体の事務局業務を担い、活動を支援します。
- ・ 団体運営に対する技術的助言を行います。
- ・ 共同募金を活用した取り組みが地域で実施されるよう周知します。

##### 町民にお願いすること

- ・ 会員の皆さんは仲間を増やすため、積極的に声掛けを行きましょう。
- ・ 町民の皆さんは積極的に団体の活動に参加しましょう。

#### ②町社会福祉協議会の基盤強化

##### 町の取り組み

- ・ 町社会福祉協議会が主体となって実施する地域住民との協働による福祉活動を支援します。
- ・ 将来にわたり町民に期待される町社会福祉協議会となるよう事務局体制等の強化のため財政的支援を行います。

##### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域における民間地域福祉活動やボランティア活動振興のため、社協会費や共同募金の安定的な確保に努めます。
- ・ 多様な福祉課題に対応できる人材の確保、育成に努めます。
- ・ 積極的に地域に出向き、地域の実情や課題の把握に努めます。

### 町民にお願いすること

- ・ 町社会福祉協議会の活動への理解を深めるため、町や町社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に関心を持ち、目を通しましょう。

### ◇評価指標

指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
隣近所とあいさつをする人の割合	88.4%	95.9%
助けあいが必要だと思う人の割合	79.7%	94.5%
福祉に関心がある人の割合	54.8%	69.7%
福祉サービスの情報入手をあまりできていない、わからないという人の割合	80.9%	50.1%
ボランティア活動・地域活動に参加したい人の割合	46.8%	88.5%

## 基本目標2 孤独や孤立を生まないまちづくり

### 活動方針(1) 気づき、つながり続ける支援の推進

#### □現状と課題

生活課題は多様で複雑化しており、家庭内で複数の課題や要支援者が存在する場合も多く、こうした課題を個人や家庭の力だけで解決することは非常に困難です。

町民アンケートでは、孤独を感じるものが「たまにある、頻繁にある」と答えた人は32.4%でした。年代別に見ると、最も低かった18歳から29歳で27.6%、最も高かった60代で36.6%と、すべての年代でおよそ3割が暮らしのなかで孤独を感じており、年代を問わないことが分かりました。

多様なライフスタイルのなかで、ひとりを望むという価値観は尊重されるべきものですが、望まない孤独や孤立は、長期化すると支援につながる力そのものを弱めてしまいます。

本人は助けを求められないという前提に立ち、変化に気づく周囲の力が地域や家庭内で育まれるよう支援し、相談先を自らの意思で選択できるような体制整備や、専門職や関係機関の協働によるアプローチで、その人らしさに寄り添い続ける支援の充実を図ることが必要です。

#### □取り組みの方向性

##### ①地域での気づき力育成

###### 町での取り組み

- ・ 家庭や地域における日常的な気づきが最も重要な入口になることを広く周知し、あいさつなど気づける仕組みづくりを図ります。
- ・ 家庭や地域の気づきによる自殺対策の効果的な展開を図ります。

###### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ ほのぼの交流協力員、町内会、民生委員・児童委員等、関係機関との情報共有や福祉制度の周知を密にし、地域性を踏まえた潜在的な地域課題や住民ニーズ、社会資源の把握に努めます。

###### 町民にお願いすること

- ・ 無理のない範囲で、ゴミ出し時のあいさつなど、気づきの接点を持ちましょう。
- ・ 気づくこと、気になる人があったら、家族や民生委員・児童委員、町内会長など話しやすいところに相談しましょう
- ・ 困りごとを抱えている人がいたら、無理のない範囲で話を聴き、民生委員・児童委員や関係機関につなげましょう。

## ②選択できる相談体制の充実

### 町の取り組み

- ・生活困窮者や就労、住居の確保に課題を持つ人からの相談や福祉サービスに関する相談、地域福祉活動に関する相談などをワンストップ的に受ける窓口の設置を検討し、適切な関係機関につながります。
- ・身近だからこそ、町内会や民生委員・児童委員への相談をためらう人のことを踏まえ、複数の相談先から選択できるようリストアップしたパンフレットや広報誌の作成などを検討します。

### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・相談内容を特定せず、あらゆる困りごと・悩みごとをワンストップ的に受け止める心配ごと相談所の周知を徹底します。
- ・困難な状況に身を置く相談者の気持ちに寄り添い、課題を一つずつ整理し、適切な関係機関につながります。

### 町民にお願いすること

- ・小さなことから話題にしたり、誰かに相談したり共有する習慣をつけましょう。
- ・一人で悩まず、早めに相談しましょう。
- ・普段から相談窓口について、町や町社会福祉協議会が発行・発信する情報に目を通してみましょう。

## ③つながり続ける支援の強化

### 町の取り組み

- ・制度の狭間や多重生活課題への早期発見・早期対応に向け、町社会福祉協議会や地域との連携により、既存の福祉制度では対応困難な課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- ・さまざまな地域生活課題を抱える人や家庭を包括的に支援していくために、福祉分野に限らない、保健・医療も含めた役場内の部局横断的な連携体制を構築し、専門職・専門機関の連携・協働体制の整備に努めます。
- ・制度やサービスの利用有無を問わず、ゆるやかにつながり続ける取り組み、途切れてもつながりなおせる取り組みを支援します。
- ・子どもから高齢者、障がい者、様々な生きづらさを抱える人、また犯罪をした人の社会復帰の観点も踏まえて、切れ目なく、誰ひとり取り残さない地域づくりに向けて、分野横断的に取り組みます。
- ・数値として見えにくい、つながり続ける支援の成果を関係性の質などから評価する仕組みを検討します。

#### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 制度の狭間や多重生活課題への早期発見・早期対応に向け、町や地域との連携により、既存の福祉制度では対応困難な課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- ・ サロンやオレンジカフェなどの居場所、見守り活動などの日常的接点の維持に努め、支援を目的としない困りごとが健在化する前からの関係性づくりに取り組みます。
- ・ 本人の意思を尊重した支援と関係性づくりに努めるとともに、制度やサービスにつなぐことをゴールとせず、つながりつづける、連絡が途絶えても気軽に再びつながれる支援に取り組みます。

#### 町民にお願いすること

- ・ 顔を覚えることやゴミ出し時のあいさつだけでも支援になるという意識を持ち、つながりの心理的ハードルを下げましょう。
- ・ 会ったときには声をかける、というような無理のない関係を続けていきましょう。
- ・ 何かに気づいたときや、困りごとを抱えている人がいたら、無理のない範囲で話を聴き、民生委員・児童委員や関係機関につなげましょう。

## 活動方針(2) 支援が必要な方を支える福祉サービスの充実

### □現状と課題

町民アンケートによると、悩みや不安、困ったことがあるときの相談相手は「家族や親戚」が45.2%と最も高くなっています。一方で「相談できる人はいない、誰にも相談しない」と回答した人は10.3%に達します。

このため、支援が必要な人に対する保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の充実はもちろんのこと、その家族が孤立しない相談体制の整備と、助けを求めることをためらう住民がいることを前提とした支援体制の確保が求められています。

また、情報の入手先は「町内の回覧版」という回答が26.5%と最も高く、困ったときに適切にサービスを受けられるよう、平時から繰り返し情報を発信し続けることも重要になっています。

そして、制度による福祉サービスの提供だけでは解決できない生活課題も潜在化しているため、地域の特別なニーズを把握し、個々の生活課題へ対応できる仕組みを構築することが必要です。

### □取り組みの方向性

#### ①福祉サービスの推進と情報提供の充実

##### 町の取り組み

- ・ 地域における福祉サービスが適切に提供されるよう、サービスの評価やサービス内容の開示等による選択できるサービスの確保と利用者の権利擁護に努めます。
- ・ 町の計画に基づき、地域の高齢者の生きがいづくりや介護予防事業を推進するとともに、高齢者や障がい者（児）が地域で安心して暮らしていけるよう地域包括ケアシステムの充実、共生型サービス等の分野横断的サービスの展開促進、成年後見制度も含めた意思決定支援の促進、社会参加促進のための支援を行います。【高齢者福祉施策の充実】
- ・ 町の計画に基づき、障がい福祉サービスを充実するとともに、障がいのある方に創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。【障がい者施策の充実】
- ・ 町の計画に基づき、いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、各年代に適した健康づくり、介護予防事業に取り組むとともに、こころの健康づくりの正しい普及・啓発や整備を進めます。【健康づくりの推進】
- ・ 町の計画に基づき、妊娠期から子育て期において切れ目のない子育て支援サービスを提供するとともに、地域との協働により子育て家庭を孤立させない環境づくりを進めます。【子育て支援の充実】
- ・ 福祉サービスを必要としている人が、必要なサービス内容やサービス提供事業者などの情報が得られるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなどの情報媒体を活用し、利用する側に立った効果的な情報を発

信・公開します。

- ・ 地域福祉活動者が町の社会資源を有効活用できるよう、関係機関・団体、サービス提供事業者などと連携した情報提供を充実します。
- ・ 地域福祉活動の状況やボランティアニーズの発信など、町社会福祉協議会と連携した情報提供を強化します。

#### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 高齢者の生きがいづくりと社会参加促進のため、シルバー人材センターを運営するとともに、在宅福祉サービスの更なる充実を図ります。【高齢者支援事業の充実】
- ・ 障がい者の自立と社会参加の促進のため、地域活動支援センターあすもこっを運営するとともに、在宅福祉サービスの更なる充実を図ります。また、障がい者への理解、ノーマライゼーションの推進を図ります。【障がい者支援の充実】
- ・ 子どもが生まれた世帯への助成金と小中学校に入学した世帯への図書カードの贈呈、大学入学共通テスト受験料の助成などを通じて、支援が必要になったときの相談窓口を広げるよう努めます。【子育て支援の充実】
- ・ 福祉サービスや福祉制度などの情報が適切に提供されるよう、広報紙である「社協だより」やホームページを活用して情報を発信します。
- ・ 町内会などを通じ、町社会福祉協議会の事業内容を説明するなど、身近な地域での情報提供を充実します。

#### 町民にお願いすること

- ・ 地域に必要な福祉サービスを話し合い、町や町社会福祉協議会に提案しましょう。
- ・ 町や町社会福祉協議会などが発信する福祉情報に関心を持ち、福祉サービスについての理解を深めましょう。
- ・ 身近で情報を手に取りづらい人や困っている人に気づいたら、町や町社会福祉協議会などにつながりましょう。
- ・ 積極的に介護予防活動に参加し、健康寿命を延ばしましょう。

## ②地域の支え合い・社会参加支援の推進

#### 町の取り組み

- ・ 民生委員・児童委員から地域の実情の要望を聞くほか、情報交換に努めます。
- ・ ひきこもりの相談窓口の周知を行い、ひきこもりに悩む本人や家族の相談を引き出し、関係機関と連携し、支援につなげます。
- ・ 生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策を強化するために、

就労その他の自立に関する相談体制を推進します。

- ・ 自殺予防に関する相談窓口の充実と啓発活動に努めます。

#### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 相談支援を適切に行い、必要に応じた資金の貸し付けやフードバンク支援など、課題の解決、生活の再建のために必要な支援を関係機関と連携して推進します。
- ・ 困難な状況に身を置く相談者の気持ちに寄り添い、課題を一つずつ整理し、適切な関係機関につなげます。

#### 町民にお願いすること

- ・ 一人ひとりが地域でコミュニケーションを図り、地域の中の異変や課題を話し合える関係を築いていけるように心掛けましょう。
- ・ 地域の中でさりげない声掛けや見守りを行い、必要に応じて関係者に橋渡しする意識を持ちましょう。

#### ◇評価指標

指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
孤独を感じる人の割合	32.4%	27.4%
孤独を感じる人の割合 （各年代において）	27.6%～36.6%	すべての年代で30%以下
相談できる人はいない、誰にも相談しない人の割合	10.3%	5%
民生委員・児童委員の制度と活動内容の両方またはいずれかを知っている人のうち、自分の地区の民生委員・児童委員を知っている人の割合	42.9%	60%
困っている人がいた場合、近所や関係機関などに相談する人の割合	75.7%	83.5%
オンラインも含むサードプレイス（家と職場以外の第3の居場所）がある人の割合	-	50%

## 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

### 活動方針(1) お互いに思いやり、認めあえるまちづくり

#### □現状と課題

誰もが個人としての尊厳と意思を尊重され、自らの意思に基づいて地域で暮らせるよう取り組みを進めていかなければなりません。また、自分の意思をうまく伝えることができない場合は、自分をよく知り、信頼できる人や機関による支援も必要になります。

認知症や知的・精神障がい等によって判断能力が低下した人の権利擁護には、意思決定支援を支援の中核とした、成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携や市民後見人等の育成、活動支援などが求められています。

また、子育て・介護の悩みや経済的困窮などを原因とした、高齢者や障がい者、児童に対する虐待については、被害者保護に関する迅速な対応はもとより、周囲の気づきによる孤独・孤立の予防と早期発見、関係者間の適切な情報共有と連携によって虐待の原因となる課題の解決に取り組むことが求められています。

#### □取り組みの方向性

##### ①権利擁護体制の推進と虐待防止

###### 町の取り組み

- ・ 意思形成、意志表明、意志実現を支援するという意思決定支援のプロセスを踏まえ、その人の「決める」を支える環境を整備します。
- ・ 認知症の方、知的・精神障がい者など、判断能力が十分でない方が、必要な権利擁護支援を受けることができるような地域連携ネットワークの構築を目指し、その仕組みづくりを検討します。
- ・ 権利擁護の推進のため、市民後見人の養成や活動支援を図ります。
- ・ 人権擁護委員と連携し、人権についての啓発活動を行います。
- ・ 保護司会等と連携し、犯罪歴がある人の社会復帰と再犯防止に努めます。
- ・ 子ども、高齢者、障がい者などへの虐待、DVに対して、相談窓口と通報先の周知・啓発を行い、適切な対応に努めます。
- ・ 乳児全戸訪問等で気になる家庭があった場合は、速やかに三戸町要保護児童対策協議会で協議を行います。

###### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する制度について普及啓発に努めます。
- ・ 判断能力が不十分な方に対して、日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助とそれに伴う日常的な金銭管理、書類の預かり等の生活支援を行います。

- ・ 子どもが生まれた家庭への助成金交付を通じて、訪問した家庭で気になることがあった場合は、速やかに町に報告します。
- ・ 町や関係機関と連携し、少額資金の貸付やフードバンク事業を活用して、犯罪歴のある人の社会復帰支援へ虐待などの権利侵害事案への支援を速やかに行います。

#### 町民にお願いすること

- ・ お互いの人権を尊重しましょう。
- ・ 不安を抱えている人や権利擁護が必要な人の情報を関係機関に提供しましょう。
- ・ 虐待などが疑われる場合は、関係機関に相談・通報しましょう。

## 活動方針(2) いざというときに助けあえる仕組みづくり

### □現状と課題

災害はいつ起きるか分かりません。町民アンケートでは、地域の防災訓練等に参加したことがある人は7.3%にとどまる一方で、4割以上の人が避難所での生活に不安がある、災害への備えができていないと回答しています。

また、災害が起きたときに避難支援が必要と思われる方がいるかという問いで、最も多かったのは「高齢者」で48.8%、「わからない・未回答」と回答した人は30.3%と高い結果になりました。

災害時のその備えとして重要なことについては「日頃からのあいさつや声掛け、付き合い」を選択した人が40.5%と最も多く、次いで行政による支援体制の充実(35.8%)、気軽に集まれる場所の整備(26.3%)と続き、要援護者の把握と避難支援が必要な人との関係性づくりも19.8%の人が選択しています。

災害時には、隣近所の助け合いが必要であり、特にひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などは、周囲の支援が不可欠です。アンケートからも、日頃からのあいさつや関係性の構築が重要と考える人が4割に達するなど、その重要性は理解されている一方で、防災訓練には9割以上が参加していないなど隔たりがあります。

隣近所との日頃からの関わりを大事にするとともに、地区防災訓練を多くの人々が不安を感じている避難所生活や災害への備えについて知見を得る場として参加者にアプローチするなど、普段からの地域参加が重要です。

### □取り組みの方向性

#### ①災害支援体制の強化

##### 町の取り組み

- ・ 避難行動要支援者を把握するため、名簿の登録を進め、台帳の更新整備に努めます。
- ・ 地域の防災活動を担う、自主防災組織の人材育成と体制強化を図り、未設置の地域については設立促進を実施します。
- ・ 避難所や危険箇所、災害情報の入手方法など、日頃の備えに対する周知徹底を図り、町民の防災知識の向上と防災意識の高揚に努めます。

##### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ 町社会福祉協議会内にあるボランティアセンターについて、災害時におけるボランティア活動の中核としての機能充実に努めます。

##### 町民にお願いすること

- ・ 日頃から防災に対する意識を深めましょう。
- ・ 日頃から隣近所同士のつながりを持ちましょう。
- ・ 防災訓練を見学してみましょう。

### 活動方針(3) 住みやすい生活環境づくり

#### □現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすためには、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めていくことが必要です。多くの町民が利用する建築物、道路、公園等の施設をすべての町民が快適に利用することができるよう、施設整備に関する配慮が必要です。

また、高齢化の進行により、買い物や通院など、自分の力で移動することが困難な人や、除雪、草刈りなど、日常生活上の支援を必要としている人が増加しています。

#### □取り組みの方向性

##### ①安心して生活できる環境整備

###### 町の取り組み

- ・ 公共施設の新築、改築の際にはバリアフリー化に努めます。
- ・ コミュニティバスやデマンドタクシーの利用実態を把握し、利便性の向上を目指します。
- ・ 交通危険箇所の把握に努め、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設について計画的な整備を実施します。
- ・ 町を美しい景観を保つため、環境美化活動を推進します。

###### 町社会福祉協議会の取り組み

- ・ シルバー人材センターの活動内容の周知を図り、日常生活上の支援を必要としている人へサービスを提供します。
- ・ 一般の公共交通機関を利用することが困難な方に対し、在宅福祉サービスを提供する場所又は医療機関まで送迎します。
- ・ 除雪作業が困難な方に対し、玄関から生活道路までの除雪を行います。
- ・ 食事の用意をすることが困難な方に対し、栄養バランスの取れた弁当を配達します。

###### 町民にお願いすること

- ・ 地域の安全を確認し、必要に応じて危険箇所の改善を町に要望しましょう。

#### ◇評価指標

指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和12年度）
地域の防災訓練に参加した ことのある人の割合	7.3%	14.6%
避難支援が必要な人を把握 していない人の割合	30.3%	15.0%

## 【資料編】

### 1 三戸町地域福祉計画・三戸町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

#### （設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく三戸町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に当たり広く関係者等の意見を反映させるため、三戸町地域福祉計画・三戸町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他計画策定に必要な事項に関すること。

#### （組織）

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）福祉関係者
- （3）地域代表者
- （4）行政関係者
- （5）その他町長が必要と認める者

#### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から、計画の策定が終了したときまでとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報償等)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算に定める範囲内で報償及び費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

## 2 三戸町地域福祉計画の策定経過

日程	内容
令和7年10月10日	第1回策定委員会 ・組織会、諮問 ・地域福祉計画、地域福祉活動計画について ・計画策定に係るアンケート調査について ・計画策定スケジュールについて
令和7年10月17日 ～11月17日	アンケート調査期間
令和8年1月30日	第2回策定委員会 ・アンケート結果報告 ・計画書素案協議
令和8年2月20日	第3回策定委員会 ・計画書修正案協議
令和8年2月20日 ～3月21日	パブリックコメントの実施 計画（案）に対する意見募集
令和8年3月 日	
令和8年3月 日	第3期三戸町地域福祉計画・地域福祉活動計画答申

### 3 三戸町地域福祉計画・三戸町地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

委員委嘱期間：令和7年10月10日～令和8年3月31日

番号	所属団体	職名	氏名	備考
1	三戸地方教育研究所	所長	慶長 隆光→原 寿	
2	三戸町校長会	会長	島守 詩子	
3	三戸町身体障害者福祉会	会長	大向 信市	
4	三戸町社会福祉協議会	会長	藤村 立夫	
5	三戸町民生委員児童委員協議会	会長	田中 愛一郎	
6	特定非営利活動法人 子育て支援ネットゆりかご	理事長	萩原 洋子	
7	三戸町老人クラブ連合会	会長	山下 正一	
8	三戸町町内会連合会	会長	藤村 立夫	
9	三戸町健康長寿課	課長	中村 正	
10	三戸町住民福祉課	課長	極檀 浩	

第3期三戸町地域福祉計画・第3期三戸町地域福祉活動計画

発行 三戸町・社会福祉法人三戸町社会福祉協議会  
発行年月 令和8年3月  
編集 ○三戸町役場住民福祉課  
〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町 43  
電話：0179-20-1151 FAX：0179-20-1100  
○三戸町社会福祉協議会事務局  
〒039-0132 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町 17  
電話：0179-22-0262 FAX：0179-23-4146